

国家顧問に関する法律

2016年 連邦議会法律第26号

1377年 タバウン月下弦 14日

(2016年4月6日)

前文

ミャンマー連邦共和国は、複数政党制民主主義の繁栄及び市場経済制度を実施して平和で発展した国家の建設並びに国民が希求している真の民主連邦国家の建設を行うため、連邦議会は、この法律を制定する。

第1章

名称及び定義

- この法律を「国家顧問に関する法律」と称する。
- この法律で使用する用語を下記の通り定義する。
 - 国家とは、ミャンマー連邦共和国をいう。
 - 顧問とは、第2章に規定する目的の実現のために、この法律により、職務を委任された者をいう。

第2章

目的

- 複数政党制民主主義制度の繁栄
 - 市場経済制度の整備
 - 連邦国家の建設
 - 国家の平和と発展

第3章

職務の委任

- 連邦議会は、2015年複数政党制民主総選挙において、国民の信頼を得て、まとまった支持票を獲得した国民民主連盟議長アウンサンスーチー氏を顧問に任命する。

第4章

職務、権限及び権利

- 顧問の職務、権限及び権利は下記の通りとする。
 - 憲法の規定に反しないよう、国家及び国民の利益のために、助言を与えなければならない。

- (イ) 助言、活動に関して、連邦議会に対して責任を負わなければならない。
- (ウ) 顧問は、この法律の目的の実現のため政府、行政機関、組織、団体、個人と連絡を取ることができる。
- (エ) 顧問は、その地位にふさわしい毎月の報酬、経費、備品、権利を享受することができる。
- (オ) 顧問の報酬、経費、備品については、連邦予算法で定めなければならない。

第5章

雑則

- 顧問の任期は大統領の任期に準ずる。
- この法律は、第2期連邦議会の任期中に職務を遂行する大統領の任期に限り効力を有する。
- 連邦議会は、この法律の規定に関連して必要な施行規則を定めることができる。

ミャンマー連邦国憲法の規定により、ここに署名する。

(署名) ティンチョー

大統領

ミャンマー連邦共和国